

南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、協働のまちづくりに関する指針を策定するに当たり、市民と行政による協働のまちづくりを検討するため、南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 協働のまちづくりに関する指針を策定し、市長に提案すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関する調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、協働のまちづくりに関する指針を策定し、市長に提案するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に、委員の互選により、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画振興部企画振興課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。